

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成26年度第1回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成26年8月1日（金）午後1時30分から午後3時15分まで
- 3 開催場所 本庁舎南側臨時庁舎3階中会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
高井美智明，宮内久江，吉田勉，大谷由美子，吉成俊勝
 - (2) 執行機関
高橋靖，磯崎和廣，小川喜実，宮川孝光，堀野辺直，山田政則，深谷晃一，榊原可奈
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - ・行政評価委員会の審議の進め方，スケジュール及び役割分担について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 行政評価委員会条例
 - (2) 行政評価委員会委員名簿
 - (3) 行政評価の基本方針
 - (4) 平成26年度行政評価のテーマと対象事務事業
 - (5) 平成26年度行政評価（1次評価）の概要
 - (6) 行政評価調書
 - (7) 滞納整理事務の概要について
 - (8) 行政評価委員会審議の進め方及びスケジュールについて（案）
 - (9) 答申案記入表
 - (10) 行政評価調書役割分担表（案）

9 発言の内容

○**執行機関** 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から水戸市行政評価委員会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます行政改革課長の小川と申します。よろしくお願ひします。

始めに、高橋市長から皆様方に、委嘱状の交付をさせていただきます。名簿順に委嘱状をお渡しいたしますので、恐れいりますが、お名前をお呼びいたしましたら、前にお進みいただき、高橋市長から委嘱状をお受け取りいただきますようお願いいたします。

〔委嘱状交付〕

次に、高橋市長から御挨拶を申し上げます。高橋市長、よろしくお願ひします。

〔市長の挨拶〕

皆さん、こんにちは。この度は、皆様方には行政評価委員会としてお引き受けをいただき誠にありがとうございます。また、日頃から水戸市の市政運営に様々な面で御協力をいただき、厚く御礼と感謝を申し上げます。

私どもが行政評価を行うに当たり、第三者機関からきたんのない御意見を伺った上で、民間感覚、いわゆる世間感覚で行政評価を進めていきたいと考えており、このような形で皆様方に御意見を伺う機会を設けさせていただきました。

これまでも、行政評価委員会の皆様には御意見をいただけてきました。例えば、指定管理者の導入や収納率の向上など、行政の効率的な運営に努めてきたところですが、まだまだ進んでいない部分があることに私達も反省しておりますし、皆様方のより良い御意見、知恵をもって、どのように評価、推進していくべきか厳しく御指摘をいただきたいと思っております。例えば指定管理者の導入についても、改革だ、変革だ、と叫びながらもそれが自分の業務に及ぶと既得意識が強い部分があります。自分なりに組織のマネジメントをしっかり行い、現場で働く職員がやりやすい環境づくりに務めた成果として、収納率の向上については、私が就任した3年前には87%に達していなかったものを、最新の数値では約91%にまでなっております。財産の調査や、一人一人にきめ細かな納税相談等を行った結果、このように収納率が向上しております。

また税金だけではなく、国保税にもいい影響が出始めました。市税は国保税の徴収と一緒に従っておりますが、これまではなかなか国保税の収納率が上がってきませんでした。国保会計は非常に厳しい状況にあり、一時は繰上げ充用で前年度の前借りが20億円を超える状況で、自転車操業のような運営をしておりました。皆様方の御協力をいただいて国保税率の改定をさせていただき、さらには収納率を上げさせていただき、一般会計からの赤字補填、いわゆる持ち出しを若干増やしたことで、今年の繰上げ充用は7億円弱にまで圧縮できました。当初は毎年2億円ずつ、10年かけて累積赤字を解消しなければならぬと考えていましたが、いきなり14億円ほど減らすことができ、何とか先が見えてきたように思っております。やるべきことをきちんとやることで、成果が現れることを改めて実感しておりますし、組織をしっかり動かしていくことが現場の職員の士気

を上げるために大切なことだと思っています。

しかしながら一方で、先ほど申し上げたような厳しい課題もあります。是非、民間感覚でお知恵を頂きたいと思います。もちろん、民間イコール行政と、全てがイコールになるものばかりではありませんが、皆さんが普段の生活からおかしいなあと感じていることは、できる限りその視線に合わせていくことが当たり前だと私は思っています。私も民間人出身なものですから、それが当たり前だと思っています。是非、そういった御意見を手厳しくいただければと思っております。かつ、それが第三者機関から御意見をいただく大きな意義であると思っております。

これからも皆様方の御意見を踏まえて、事務事業の見直しをしっかりと進めていきたいと考えておりますので、皆様方には引き続ききたんのない御意見と御協力をいただきますようお願いを申し上げて、私からの御礼の御挨拶に代えさせていただきます。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

○**執行機関** ありがとうございます。

本日は初めての委員会ですので、委員の皆様から自己紹介を兼ねて一言挨拶をいただきたいと存じます。

〔各委員の自己紹介〕

○**執行機関** 続きまして、委員長及び副委員長の選出を頂きたいと思います。

水戸市行政評価委員会条例に、「第5条第1項 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。」とされておりますが、皆様初めてのお顔合わせですので、差し支えなければ事務局の案を提出させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔一同承認〕

○**執行機関** 事務局といたしましては、___委員に委員長を、___委員に副委員長をお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員長と副委員長から一言御挨拶を頂きたいと思います。

〔委員長、副委員長から挨拶〕

○**執行機関** 次に、高橋市長から___委員長へ、平成26年度行政評価についての諮問を申し上げます。

〔市長から委員長へ諮問書の交付〕

○**執行機関** 高橋市長は公務のため、ここで退席させていただきます。

〔市長退席〕

○**執行機関** 次に、事務局から附属機関の会議の公開制度について説明いたします。

水戸市では、審議会等の会議を公開することにより、意思決定過程における透明性及び公正性を確保し、市民の市政に対する理解を深め、開かれた市政の実現を一層推進するため、附属機関の会議の公開制度を、平成16年4月から導入いたしました。これにより、審議会や委員会などの会議は、個人のプライバシーなどを扱う一部の会議を除き、その会議の開催について、ホームページで市民に周知し、会議を公開するとともに、会

議録についても公表をしております。本委員会も会議及び会議録公開の対象となりますので、よろしくお願いいたします。

____委員長には、後ほど事務局が作成した会議録に署名いただく委員をお二人御指名いただきますようお願いいたします。

それでは、水戸市行政評価委員会条例第6条第1項の規定に基づき、委員長が会議の議長になることと定められておりますので、この後の議事進行につきましては、____委員長をお願いをいたします。

○**委員長** それでは、条例に基づき議長となるということですので、私の方で議事進行を務めます。会議録を公表していくということですので、会議録署名人を指名させていただきます。____委員と____委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に平成26年度行政評価のテーマ及び対象事務事業について、事務局から説明をお願いします。

○**執行機関** これから資料の①から⑥までを説明いたします。まず、資料①「行政評価委員会条例」、資料②「行政評価委員会委員名簿」及び資料③「行政評価の基本方針」につきまして、説明を割愛させていただきますので後ほど御覧いただきますようよろしくお願いいたします。なお、今回新しく委員となられました方々には、行政評価の基本方針について事前に説明をさせていただいております。

次に、資料④「平成26年度行政評価におけるテーマと対象事務事業」を御覧ください。本市の行政評価は、年度ごとに一定のテーマを設定し、テーマに沿った事務事業から10事業程度を評価することとしております。

1年目評価のテーマと対象事務事業として、1年目評価はテーマを「滞納整理事務」とし、対象事務事業一覧にある市税滞納整理事務など9事業について評価を行います。本市では、収入未済額の縮減・解消及び債権の適正管理を図るため、収納対策本部を設置して、債権管理マニュアルの下、債権管理事務に取り組んでいます。この取組により、収納率は改善傾向にあります。税料ごとに滞納整理事務の手続が適正に、かつ、効率的になされているのか、行政評価を踏まえて検証することとし、収納率の向上に資するものとし。なお、収納率の向上については、行革プランで進行管理しているため、行政評価では、滞納整理事務の手続を評価するものとし。ます。

本市の行政評価は、改善が実施されるまで繰り返し評価を行うこととしております。2年目評価として、昨年度の総合評価の結果、2年目評価になった事務事業は、表中の丸が付いているところで、公園墓地、斎場、内原高齢者センター、ふるさと農場、森林公園及び内原くれふしの里古墳公園は、1年目評価が「見直しの上で継続」ですので、昨年度設定した改善目標に対する取組状況を評価するため、2年目評価を実施することとなります。

また、3年目評価といたしまして、昨年度の総合評価の結果、3年目評価になった事務事業は、表中の丸が付いているところで、保育所、市場、幼稚園、少年自然の家及び

図書館は、2年目評価が「改善継続」ですので、3年目評価の実施となります。

次に、各担当部署で行った1次評価の結果につきましては、資料⑤「平成26年度行政評価（1次評価）の概要」及び資料⑥「行政評価調書」のとおりとなっております。

まず、資料⑤を御覧ください。1年目評価の1次評価の結果について、担当課で行った評価ですが、現状のまま継続が7事業、見直しの上で継続が2事業となっております。また、見直しの場合、手段を改善するが2事業となっております。保育所保護者負担金滞納整理事務につきましては、今後の改善に向けた取組として、差押え等の実施を検討してまいります。また、市営住宅家賃等滞納整理事務につきましては、今後の改善に向けた取組としまして、ゆうちょ銀行やコンビニでの収納を検討してまいります。

2年目評価の1次評価につきましては、昨年度設定した改善目標に基づき、改善に取り組んだ結果、表に示したような取組内容の報告がありました。

公園墓地（堀町・浜見台）管理運営事務については、効率的な組織へ見直しという改善目標に対し、他市事例を参考に調査検討中です。また巡回バスについてアンケート調査による効果検証を実施という改善目標に対し、今年度実施予定です。

斎場管理運営事務について、本館の耐震化補強工事に合わせて、施設・設備の充実化という改善目標に対し、今年度、耐震補強工事に合わせて、おむつ替えスペースを兼ねた授乳室の整備、本館1階の男女和式トイレの洋式化などの整備を実施予定です。

内原高齢者センター管理運営事務については、内原地区の高齢者の利用に限らず、広く市民全体の利用促進を図るため、ホームページやお年寄り便利手帳を活用した周知推進という改善目標に対し、周知の結果、全市民を対象とした高齢者向けパソコン講座を開催し、内原地区以外の高齢者利用を促進できました。施設の清掃など適切な管理という改善目標に対して、定期清掃のほか、畳入替えを実施しました。

ふるさと農場管理運営事務については、農業体験事業などイベントの魅力を高める取組の推進という改善目標に対し、稲作体験、幼稚園児を対象とした芋掘り体験、障害児を対象とした野菜収穫体験を実施しました。小規模区画の貸出しの仕組みや、栽培指導員が常駐しているなどの特色のPR強化という改善目標に対し、PR強化の結果、小規模区画の6区画を貸し出しました。また一般市民向け講習会の参加について近接町内会へ周知しました。

森林公園管理運営事務については、来園者のニーズ調査という改善目標に対して、常磐大学と連携し、来園者のニーズ調査や機能充実、広報の強化、近隣施設と連携した事業展開について検討しました。

内原くれふしの里古墳公園管理運営事務については、遊具等の施設設備の安全点検、定期的な巡回の強化などの安全対策という改善目標に対して、事務連絡等の外出時に定期的に園内を巡回し、遊具の施設設備の安全点検を実施しました。団体利用の際に、来園者の報告を求めて利用状況を把握し、施設の活用促進や管理運営手法の見直しを検討という改善目標に対して、水戸市内の保育所、幼稚園及び小学校等を対象に来園者数調査を実施し、

利用状況を把握しました。

次に、3年目評価の説明をいたします。

保育所管理運営事務については、平成26年度の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後の在り方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を検討という改善目標に対し、今年度、適正配置方針を決定予定です。また平成26年度完了の施設の耐震化という目標に対し、今年度、施設の耐震化を完了予定です。待機児童解消プランを活用した民間保育所整備という改善目標に対し、昨年度、待機児童解消プランを活用し、2か所の民間保育所整備等により200人の定員増をしました。グループ型小規模保育事業など市独自政策を推進という改善目標に対し、今年度、15人の乳幼児を保育できる施設を整備予定です。

幼稚園管理運営事務については、平成26年度の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に併せて、幼稚園・保育所の今後の在り方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法を検討という改善目標に対し、今年度、子ども課において「子ども・子育て支援事業計画」を策定予定であり、平成27年度から施行される国の「子ども・子育て支援新制度」との整合を図りながら、幼稚園・保育所の今後の在り方、適正配置方針及び民間活力活用による管理運営手法の検討を進め、第2次幼児教育振興基本計画の策定を推進しています。平成26年度完了の施設の耐震化という改善目標に対し、今年度、2園（浜田・酒門）の改築による耐震化を実施、平成27年度以降も耐震補強工事を実施予定です。

公設地方卸売市場管理運営事務については、指定管理者制度導入に向けた効果検証を行い、事業所内事業者との協議を推進という改善目標に対し、市場内事業者と協議、検討を行うとともに、指定管理者制度を導入している自治体の状況を調査し、本市における制度導入のメリット・デメリットなどの検討を進め、方針の整理を推進しました。

少年自然の家管理運営事務については、地域特性や立地資源、少年自然の家の特色や魅力の再検証という改善目標に対して、新たな利用促進方策の策定に併せて検討中です。新規プログラムの開発という改善目標に対して、常磐大学に特色ある主催事業及び活動プログラムの開発を依頼です。子供たちに様々な体験活動を提供するという改善目標に対して、「収穫祭」を今秋開催予定です。また教員を対象にした宿泊学習研修を今夏開催予定です。

図書館管理運営事務については、指定管理者制度導入について、図書館協議会の答申を踏まえ庁内協議を進め、方針を決定という改善目標に対して、6月30日に図書館協議会から答申を受取り、今後庁内協議を推進していきます。各図書館の特色について、ホームページや広報みと等を活用して周知という改善目標に対して、図書館ホームページや広報みとなどを活用し、市民へ周知します。またフェイスブックなどを活用した新たな情報発信を検討中です。

次に、今回初めて評価を行っていただく滞納整理事務は、民間の債権回収とは異なりまずので簡単に御説明します。資料⑦「滞納整理事務の概要について」を御覧ください。

「1 債権の種類について」を説明いたします。これは徴収金のことなのですが、債権

は3種類に分かれており、地方税などについては、訴訟等の手続を経ずに差押えができる強い権限が法令に与えられています。大きく分けると、強制徴収債権か非強制徴収債権か、または公債権か私債権か、という区分です。

まず、一般的な私債権について説明いたします。私債権とは私法上の原因に基づいて発生する債権で、民法が適用されます。特徴は時効があることで、これは民法に規定されています。一般的に債権は10年が時効とされておりますが、通常取引では10年よりも短く設定され、権利義務を短期に完結させようということになっております。今回評価していただく債権について、市営住宅家賃等については時効が5年、水道料金については2年と、民法を適用して決まっております。資料に「債務者の時効の援用が必要だが、特例あり」とありますが、これは時間が経ったからといって債務を支払わない場合は、裁判上での証言が必要になるというもので、逆にその主張がなければ、市は払ってくださいます。特例というのは市の条例で、水戸市債権管理条例では、非強制徴収債権の放棄について定めています。

第6条 市長等は、非強制徴収債権について、次に各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該非強制徴収債権及びこれについて既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権の全部又は一部を放棄することができる。

通常は、時効を援用されなければ、お金を返してくださいと言いつけなければならないが、この条例を制定することにより放棄できると定めております。条件としては、消滅時効が完成したこと、つまり民法上の時効が成立したこと等を設けています。

私債権は、非強制徴収債権であるため、強制徴収ができないものです。つまり、裁判が必要になります。

公債権については、強制徴収債権と非強制徴収債権に分かれます。どちらも公法上の原因に基づいて発生する債権であり、原則5年の時効があるため、その間権利の行使がなければ当然に消滅する、とあります。つまり、5年経ってしまえば市としてはお金を取りに行けない、取りに行く原因がなくなる、というのが公債権の特徴です。そのうち強制徴収債権か非強制徴収債権かという違いは、徴収をする際に裁判が必要かどうか、ということです。今回行政評価をしていただくもののうち、公債権で強制徴収債権のものについては、市税、国民健康保険税等です。また公債権のうち非強制徴収債権については、し尿処理手数料、農業集落排水施設使用料です。関係する法令として、市税を強制徴収できると定めた地方税法抜粋があります。

第331条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

(1) 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

つまり、期限内に納めず、督促状が来てからも10日支払いがなければ、市町村の徴税吏員は差押えをしなければならない、という強い規定になっています。

次に、税以外についても地方自治法に定められています。

第231条の3第3項 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。

税以外についても税と同じように滞納処分ができるのは法律の定めがある場合に限られるので、全てに関して強制徴収ができるわけではありません。

次に、非強制徴収債権について以下の定めがあります。

第240条第2項 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

こちらについては、一般のルールに従い、裁判所を通して徴収していかなければならない、という規定になっています。以上が債権の種類についての説明です。

続いて、「2 滞納整理の方法」について、一般的な徴収の方法を説明いたします。発生原因としては、条例に基づいて納税又は納付が義務付けられます。市税の場合は3月15日までに所得の申告をし、税額が決まります。納付が義務付けられると納入通知書が発送されるので、それで納めます。納期限については、条例で定めがない場合は通知書発効日から15日以内と、市の規則で決まっています。納入場所については、市役所の会計課など現金を取り扱える職員、または金融機関等で納めることができます。以上が通常の徴収方法ですが、期限内に納付がなされない場合、債権管理のため、まず台帳の作成、徴収計画の策定をします。

続いて期限を指定して督促をしますが、市の規定では納期後20日以内に徴収できていない場合は、督促をする決まりになっています。公債権と私債権で適用する法令が分かれています。内容は同じです。督促しても納められない場合、催告となり、再度納付を促します。それでも納められない場合、財産調査を行います。徴税吏員には強い権限があるので、差し押さえられるものがあるか財産を調査します。非強制徴収債権につい

ては、任意に協力を求め、財産があるか調査します。その後差押えになりますが、非強制徴収債権については裁判所の力を借りて差押えをします。その後裁判所若しくは市で財産を換価し、配当を滞納分の金額に当てます。

以上が、滞納整理の一連の流れです。この部分を実際どうやっているか、どのようにすれば良いかを皆様に評価していただくのが、行政評価の作業です。私が申し上げたのは一般的な法令等書かれている手続ですが、今回審査していただくのは実際に担当課が行っている手続なので、手段別シートの中身を見てください。

続いて、「3 負担の公平性と滞納整理事務の費用対効果」について説明いたします。課税されたり、行政サービスを利用したりする誰もが、期限内に自主的に納付することが望ましいですが、現実には滞納が生じます。全員が納付すれば100%の徴収率になり、滞納整理事務に携わる職員の人件費や差押えの費用がかかりませんが、現実には滞納が生じています。負担の公平性の観点から言えば、手段を問わず徴収し、滞納がないことが理想です。しかし、徴収することが著しく困難であるなどの場合は、効果を考えて滞納整理に当たる必要があります。できるだけ滞納をなくすことが必要ですが、法令上徴収停止をできる事案がありますので、紹介いたします。

第171条の5 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

費用がかかるから取らないというわけではありませんが、実際難しい場合もありますので、なるべく費用をかけずに取るように仕向ける工夫も大切だと考えております。

行政サービスを提供するもののうち、その提供を停止することが可能なものは、滞納額の累積を抑え、また、提供の再開を望む滞納者に納付を促すことができます。

また、所得に応じて支払金額が決まるものは、サービスを必要とする利用者に利用しやすくしており、納付に無理がない制度になっています。

こちらは利用者の納めやすさの観点から分類しています。表の縦の区分が所得と対価の関係です。住宅使用料、国民健康保険税、介護保険料、保育料、市民税は所得により支払金額が変わります。所得によらずに支払金額が決まるものとして、住民票交付手数

料、し尿処理手数料、水道料金、農業集落排水使用料、下水道使用料、固定資産税があります。また、横の区分は特定のサービスに対して支払うものであるか、特定のサービスを決めて支払っていないかという区分です。特定のサービスを決めて支払っていないものについては、税金が該当します。これは資産に応じて支払う金額が変わり、その中で道路を造ったり、福祉が必要な方へのサービスの提供などに使うお金です。この二つ以外は、基本的に特定のサービスに対して支払うものになっています。

住民票の場合、交付を受ける時に金額を支払わなければならないため、住民票交付手数料については、滞納は一切ありません。しかし、サービスと対価とは同時に履行されない場合、つまり後払いの場合、民間で言えば携帯電話の料金などに当たりますが、納めない人が生じやすいのかなと思います。その場合でもサービス停止が可能であれば、滞納額を累積させず、納付を促すことができます。住宅使用料の場合、明け渡しには裁判が必要なので労力は必要です。また所得に応じて使用料が決まるので、本当なら支払やすいはずですが、滞納があります。し尿処理手数料、水道料金については、支払がない場合停止することがあります。滞納によってペナルティが生じるものもありますが、原則としてサービスを停止することはできないものもあります。そのうち下水道使用料については、水道料金と一緒に徴収されるため、水道が差し止められると、下水道も実質使えなくなります。以上が、利用者の納めやすさの観点から分類した債権になります。

○**委員長** ただ今事務局から説明がありました平成26年度行政評価のテーマ及び対象事務事業について、御質問があればお願いします。

私の方で確認していきたいのですが、市長からの諮問の内容を見ますと、26年度の行政評価は新規と継続の二つがあります。継続となっている2年目と3年目は、前の行政評価委員が提出した諮問を受けた部門が、どういう改善をしてきたのかを私達が継続して審議するという流れです。もう一つは新規の評価として、滞納整理事務を審議します。スケジュールにあるように、継続評価と新規評価を同時並行で進めていただき、最終的に答申になります。今までは、公の施設の運営に関わる事務についての評価だったため、実際に施設に行って評価をしましたが、今年は今までと異なり滞納整理事務についての評価になります。なので、新規と継続では評価のカテゴリが違うのかなと認識しています。3年目は過去の経験とは違う評価になっているので、確認しておきたいと思います。

○**副委員長** 1年目評価は分かりやすいですが、2年目、3年目の継続評価について資料⑥のどの部分に改善目標と取組内容が書いてあるのか説明してほしいです。

○**執行機関** 行政評価調書の「5 1年目改善目標」は、去年の総合評価を基に担当課で作成した改善目標になります。これに基づき、今年度程度目標が達成されているのかについて、「6 2年目評価（1）1次評価」欄に記載してあります。資料⑤「平成26年度行政評価（1次評価）の概要」は、ここからの抜粋になっています。

○**副委員長** 1年目改善目標というのは、いつ設定したのですか。

○**執行機関** 去年の総合評価が10月に行われたので、その後11月から12月に改善目標を設

定しています。

- 副委員長** これをやりたいという目標が去年の段階で分かったわけですが、今年は2年目になったので「6 2年目評価 (1) 1次評価」に書いてある内容をやるということですか。
- 執行機関** 既に取り組んでいる内容と、今年度これから実施する内容のどちらも書いてあります。そのため、今年度何をするのかを明確にするため資料⑤の概要をつくりました。
- 副委員長** 我々は2次評価を担当する訳ですが、2次評価の段階でも検討中であるとか実施予定という評価になるかもしれないですね。そうすると1次評価と同じようになる場合もありますよね。
- 執行機関** そうなるかもしれませんが。8月下旬に継続評価の審議を行いますが、それまでに達成できている部分があれば、担当課から説明がある場合もあります。
- 委員長** 基本的には、改善ありとなるまでずっと継続していく訳ですよ。つまり、担当課が検討中という回答をずっと続ければ、委員が変わっていても改善されていないことになるのではないですか。総合評価というのは、市長も含めた行革推進本部ですよ。そこで改善ありとなるまでずっと続いていくということですよ。ですから我々は1年目評価と2年目評価の1次評価を、内部での評価を踏まえて、まだ改善が進んでないという判断を下すのか、もう改善されたという判断を下すことになります。継続評価になっている部分は、外部評価で改善の余地ありという答申の結果です。
- 執行機関** 期間のとらえ方についてですが、直前までの取組内容と、今後予定している取組とを記載していますので、分かりづらい部分があったかと思います。
- 委員長** 基本的には、次回からの審議で継続評価されている担当者に来ていただいて、文書に書いてあること以外に改善していることがあるのか、なぜ未定なのかということを質疑していく機会があるということになります。

他の委員の方は何か御意見ありますか。
- 委員** 継続評価について、大体の期限を決められるものはないのでしょうか。検討中ではなく、何日までにという日付など。
- 執行機関** 事務事業によっては期限を決めているものもあります。例えば幼稚園・保育園については、26年度までに耐震化を完了するという目標があり、それに取り組んでいるかどうかを取組内容欄に記入しています。
- 委員** 期限がはっきりしているものについては、終了とすることもできる訳ですよ。
- 委員長** 理論上は、期限がきても改善が進まなかったということもあるかもしれませんが、その場合は引き続きということになりますね。後は国からの補助金の期限の問題や、県とか市の計画で予算が区切られているプロジェクトや、例えば物理的に、職人さんが足りなくて期限に間に合わないなど、個々具体的な場合が出てきた時に、質疑応答のよ

うな形になると思います。

- 副委員長** 1年目評価の目標については、滞納整理事務が9項目に絞られており、目の付け所も良いと思います。資料⑦で債権に対する基本的な考え方の確認をしたいです。債権管理条例第6条の中に、消滅時効が完成した時は債権を放棄できるとあるが、自治体による違いや、時効の中断の手立てなどもあるかと思いますが、時効が到来すれば相手方の意思に関わらず債権を放棄するのか、あるいは相手方に時効が完成したことを告げずに取り続けるのか、基本的なスタンスがあると思います。自治体によっては、各債権に共通する債権管理方針があったりしますが、水戸市としてはどのように考えていますか。
- 執行機関** 債権に関して、各課で債権を落とすことを不納欠損といますが、その処理を行って債権を放棄する場合は、議会にその旨を報告することになっています。水戸市として、統一的な方針があるのかどうかは、少し調べさせていただいてもよろしいでしょうか。
- 副委員長** 参考までに、県では消滅時効がかかっても相手方には言いません。相手方から時効を援用すると言われたら仕方ないですけど。一旦時効を中断し、その後再開するなどの手段をとります。そういった方針を年内につくったのですが、そういうものは水戸市ではないようですね。つまり、債権条例は作らずに逐一議会にかけるといいますか。議会にかけて説明することで、放棄するのですね。県では、相手方が行方不明であるとか、あるいは遠方で旅費がかかってしまう場合には放棄するなど、全額取れないという場合に限定した放棄しかしないのですが、水戸市ではそういう考え方はないのですか。
- 執行機関** 各債権で担当課が違うのではっきりとは分かりませんが、基本的には債務者が把握しているのに支払わないという場合まで、債権条例によって不納欠損とするということはないです。
- 副委員長** つまり時効が完成しても、水戸市としては払ってもらうというスタンスでいくということですね。
- 執行機関** 通常、時効が完成したもののうち、相手が支払えない状態にある場合には、条例を適用して消滅させます。
- 委員長** さっそく内容に入っているようですが、今御指摘があったことも我々は検討しなければならぬかもしれません。諮問内容が滞納整理事務ですので、今のような方針を設けるかどうか、担当課でやるべきだとかいう議論でも良いと思います。
- 執行機関** 訂正です。資料には「債権条例」とありますが、正しくは「債権管理条例」でした。失礼いたしました。
- 委員長** 二つ確認があります。一つ目は、今回の諮問にありました滞納整理事務について、小中学校の給食費の滞納も社会的に問題になっていますが、これが含まれない理由があれば教えてください。

- 執行機関** 給食費が入っていないのは、今回の対象を水戸市が積極的に改善、改革を進めていく指針である「行財政改革プラン」に挙がっているものにしてしているためです。それから、水戸市では給食費を公会計に組み入れておらず、私費という扱いであるため、学校で徴収しており、市では徴収していないため会計には計上されていません。
- 委員長** 分かりました。二つ目は、我々が何をやるのかということの再確認なのですが、先ほどの市長のお話の内容、そして諮問の内容からも徴収率をいかに上げるかということの諮問ではなく、滞納整理事務の手段を行政評価してください、という理解でよろしいでしょうか。具体的には、市税滞納整理事務でいいますと、手段別シートには督促状の送付、納税相談、催告書の送付、差押え、茨城租税債権管理機構への委託と並んでいますが、その手段を検討し、滞納整理事務の行政評価をしてくださいということですよ。徴収率アップの具体的な手段を求めているのではなく、各担当課で様々に行われている滞納整理事務について、もっと効率的な方法があるのか等といった手段についての行政評価をお願いしたい、と理解してよろしいでしょうか。
- 執行機関** そうです。実際には、やっているものとやっていないものがありますので、どうして行っていないのかなどの理由も含め、評価していただきたいと思います。
- 委員** 手段の効率性を上げるということなのですか。そうすると、成果指標の欄に収納率、滞納者数とあるのは、目的と手段の関係からいうと、収納率を上げるための手段になっているかどうかを評価するのではないかと思いますけど。手段の効率性を評価するのではないのでしょうか。
- 執行機関** 手段を改善していけば、収納率のアップにもつながるということです。
- 委員** 改善の方向性として、収納率を上げるための改善なのか、収納率は一定のままでコストを下げたいのか、というのは別の話だと思います。
- 委員長** 私もその辺りを確認しておきたいです。収納率はさておき事務の評価なのか、あくまでも収納率アップに直結した行政評価なのか。
- 執行機関** 収納率アップということになりますと、公平、公正という面を考えずに、大口で取れるところだけを取り収納率を上げていくという手段になってしまいます。ですから、収納率だけでなく公平性なども加味した事務事業としての評価をしなければなりません。市長が言いましたように収納率を上げるためのだけの評価ではなく、公平性も考慮していただきたいです。
- 委員** つまりバランスをとった総合的評価ということによろしいのでしょうか。
- 執行機関** はい、そのような形でお願いします。
- 委員** 成果指標を見ると収納率に偏っているのですが、その辺りも指摘しないとイケないかもしれませんね。
- 執行機関** 評価するに当たっては、どうしても数字として率が見えてしまう部分もありますので、こういった指標も入れてはどうかという御指摘を頂いた上で評価していただくとうよろしいかと思います。お願いします。

○ **委員** 今までの評価と違うので、私も今の点については確認したいと思っていたところでした。収納率のアップに特化するというよりは、幅広く評価を頂きたいということで、後ほど分担を決め、各評価の内容は各委員にお任せします。それをさらに我々が審議するということになります。資料を読んで疑問がありましたら、新規の評価のときにもう一度確認ということになるかと思います。

あとは、スケジュールの確認と事業評価の御担当決めに移りたいと思います。今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いします。

○ **執行機関** 資料⑧を御覧ください。まず1点修正があります。第2回から第5回までの開催場所が本庁舎前臨時庁舎プレハブ会議室とありますが、正式名称は本庁舎前プレハブ会議室となります。場所に変更はありませんが、表記に誤りがありました。失礼いたしました。

本日は第1回目の委員会となっておりますが、第4回目まで、各委員におかれましては1年目評価の滞納整理事務について、事務事業を二つほどお持ち帰りいただいて、答申案を作成いただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。そのためこの後、担当する事務事業の役割分担をお願いします。

各委員の答申案につきましては、本日から約3週間後の8月25日（月）までに提出をお願いします。資料を御覧いただいて、質問などございましたら、8月4日（金）までに事務局にお問い合わせいただければ、担当課に照会をいたしまして、対応したいと考えています。質問は、任意の様式で行いたいと思います。その後担当課から回答をもらいまして、できるだけ早く委員へ回答をお伝えするようにいたします。また、必要に応じて8月4日（月）から8月20日（水）までの間にヒアリングの実施を予定しています。ヒアリングを希望する場合は、8月8日（金）までに事務局へ報告いただければ日程調整を行います。なお、ヒアリング時には報酬を出すことができませんので御了承願います。

次に、1次評価の答申を作成している途中ではございますが、8月20日（水）と21日（木）に継続評価となっている2年目評価、3年目評価について評価を実施します。なお、継続評価の事務事業については、持ち帰っての評価は行わずに、委員会当日に担当課長から1次評価の結果の説明がありますので、それを踏まえて質疑応答をし、その場で改善があったかどうか、引き続き見直しの必要性があるかどうかを評価の決定性の方向を決定したいと思います。

次に、委員の皆様にご提出いただく答申案を受けて、事務局で分担表の統一を行い、第4回、第5回の委員会において具体的な審議を行います。その際にも担当課が出席し、委員の皆様からの質疑にお答えしたいと思います。その後、これまでの審議をとりまとめ、全体の答申案を事務局と正副委員長で作成し、第6回委員会で市長に答申を行いたいと考えています。

なお、答申案については資料⑨裏面の記入例を参考に作成をお願いします。結論の欄

には、担当課の1次評価が妥当かどうか評価の方向を、理由の欄には結論を判断した理由について、指摘事項の欄には、指摘がある場合には御記入ください。また、次年度以降の行政評価の参考にいたしますので、表面一番下の欄に、行政評価への意見や感想を御記入ください。以上で説明を終わります。

- 委員長** スケジュールについて御説明いただきましたが、御質問はありますか。
- ___委員** かなりタイトなスケジュールですね。8月25日までに提出するのは、答申案だけでいいのですか。9項目の中から割り当てられた2項目を、各自評価し、ヒアリングは20日までなら適宜できて、継続評価は2回目、3回目の委員会で合議で決めていくということですか。
- 執行機関** 継続評価については、昨年度までの評価である程度問題点が洗い出されており、改善目標が定まっていますので、その場で方向性を決めたいと思います。
- 副委員長** ヒアリングは電話で問い合わせても、直接会う機会を設けてもいいのですか。
- 執行機関** 担当課と調整し、一番都合の良い方法でやりたいと考えています。
- 副委員長** 5人の委員が、自分の担当事業について各自ヒアリングをするということですよ。
- 委員長** 各委員必要に応じ、事務局に間に入っていただいて、電子メールでやりとりをしても良いし、直接電話で聞きたいようであれば、担当課につないでもらえるということですよ。
- 執行機関** 分からない点がありましたら、どんどん質問を頂いたほうがこちらも助かります。
- 委員長** 答申案のボリュームは、1枚に収まらなくても大丈夫です。過去、結構な量になったこともありましたが、改善点が多ければ当然分量も増えますので。
- 執行機関** メール環境にある方については、ひな型のデータを本日メールで送ります。
- ___委員** それに打ち込めばいいわけですね。
- ___委員** 事前のヒアリングのみで、当日の質問はなくてもいいのですか。
- 執行機関** 大丈夫です。
- ___委員** 質問等あれば事務局にお寄せくださいとのことなので、よろしく願います。
- 副委員長** 参考の資料についてですが、8月25日までに評価結果案を出して、それ以前は継続の議論をするのでしょうが、9月1日、2日で9項目を分けてやるんですよ。そうすると第4回、第5回と分かれています、まとめて第4回になる訳ですよ。
- 執行機関** 今後委員会の中で、どの日にどの事業をやるかを割り振ります。
- 副委員長** 9月29日は第6回になりますよね。
- 執行機関** 誤記でした。失礼しました。
- ___委員** それでは、実際の進め方及びスケジュールについては、事務局（案）のとおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次に、委員の担当事務事業を決めたいと思います。まず、事務局において役割分担のグループ案を作成しておりますので説明をお願いします。

○**執行機関** 役割分担でございますが、資料⑩の「行政評価調書分担表（案）」を御覧ください。ある程度関連のある事業について事務局でまとめた案となっております。

市税と国民健康保険税については、所管課が一緒であることからまとめております。介護保険料と保育所保護者負担金については、差押えなどを市が直接できる強制徴収債権であるためまとめております。し尿処理手数料と農業集落排水施設使用料は、差押えを行うときは訴訟を提起しなければならない非強制徴収債権であるためまとめております。また、水道料金と下水道使用料につきましては、下水道管理課が水道部料金課に委託をしており、水道料金と下水道使用料は一緒に滞納整理事務を行っていることからまとめております。

○**委員長** 役割のグループについて、意見はありますでしょうか。

[意見なし]

○**委員長** それでは、このグループで割り振りたいと思います。希望する事務事業はありますでしょうか。

○**委員** 自分の子供が保育所に通っており身近なので、介護保険料・保育所保護者負担金をやらせていただきたいです。

○**委員長** 他に御意見がないようなので、構いません。

○**委員** 市営住宅家賃等をやりたいです。

○**委員** 水道料金、下水道使用量をお願いしたいです。

○**委員長** 私はし尿処理手数料、農業集落排水施設使用料を担当します。そうしますと、**委員**は市税、国民健康保険税の担当になります。

それでは、先程のスケジュールに従って評価をお願いします。最後に事務局から何かありますか。

○**執行機関** 事務局から次回の日程について説明させていただきます。今回は、8月20日午後1時30分から、本庁舎前にあります平屋のプレハブ会議室で開催いたしますので、御出席をよろしくお願いいたします。

審議の内容といたしましては、昨年度の総合評価において、「見直しの上で継続」とされた5事業についての3年目評価を行いますので、本日お配りしております資料を御一読願います。

また、皆様お忙しいこととは存じますが、担当される対象事務事業の2次評価（案）について、8月25日までに提出していただきますようお願いいたします。

○**委員長** それでは、長時間にわたりまして、ありがとうございました。以上で、平成26年度第1回行政評価委員会を閉会します。